

## いじめ防止基本方針

### 1 はじめに

いじめは、児童の心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来にわたっていじめを受けた児童を苦しめるばかりか、人間の尊厳を侵害し、生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本基本方針は、学校・家庭・地域及び関係機関の連携のもと、いじめ防止等の対策を教職員が一丸となって効果的に推進するために策定するものである。

### 2 いじめ防止等の取組に関する基本的な考え方

#### (1) 基本理念

いじめはすべての児童に関係する問題である。そのためいじめ防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、いじめの防止等に当たっては、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識と、「どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という危機意識のもと、「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という強い信念をもって取り組むべきものである。

#### (2) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条1項より）

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。なお、いじめの発生場所は学校の内外を問わない。

#### (3) いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には、以下のような特質があることを十分に認識する。また、いじめられた児童の立場に立ち訴えを真摯に受け止めるとともに、事実関係を正確に把握し組織的に対応していく。

- ①いじめは、人間として絶対許されない行為である。
- ②いじめは、どの子どもにも、どの学級にも、どの学校にも起こりうることである。
- ③いじめは、大人の気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめは、様々な様態がある。
- ⑤「いじめられる側にも問題があるという見方」は間違っている。
- ⑥いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは、解消後も注視（見守り）が必要である。
- ⑧いじめは、家庭教育の在り方と大きな関わりを有している。
- ⑨いじめは、学校・家庭・地域（社会）など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。
- ⑩いじめを認識しながらそれを放置することは許されない。すべての子どもがいじめ問題に関して理解が深められるよう、お互いを尊重し合う意識や態度を育成する必要がある。

#### (4) 基本姿勢

- ①児童の豊かな心を育み、いじめの未然防止に努める。
- ②いじめの早期発見に努め、認知した場合は、組織をあげて迅速に対応し早期解消を目指す。
- ③いじめ問題に関して保護者や地域の意識を高め、関係機関との連携強化を図るなど、社会全体でいじめ問題に取り組む環境を整備する。
- ④いじめ防止等に関する研修を充実させ、教職員の生徒指導に関する資質の向上を図る。

### 3 学校の取組

#### (1) 朝霞第十小学校「いじめ防止対策委員会」の設置

教職員全員で共通理解を図り、総合的・組織的にいじめ防止対策を行うため「いじめ防止対策委員会」を設置する。

##### ①構成員

校長・教頭・生徒指導主任・生徒指導部員

校長が必要と認めるときは、関係する教職員や関係機関等を加えることができる。

##### ②役割

本校におけるいじめ防止等の取組に関することや相談内容の把握、及び児童や保護者・地域に対するいじめ防止に関する啓発等に関することを行う。

ア、学校基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

イ、児童や保護者及び地域等からのいじめの相談や連絡を受ける体制を整備する。

ウ、いじめの兆候や相談があった場合には、迅速な情報収集と情報共有を行うとともに、対応の方針と指導・支援方法を決定する中核的役割を果たす。

エ、PDCAサイクルを活用して、指導・支援の途中において取組を検証し、必要があれば修正していく。また、問題の解消を見届ける。

オ、重大事態が起きた場合は、学校設置者（朝霞市教育委員会）から必要な支援を受け、もしくは必要な措置を講ずるための指示を受け、解消に向けた取り組みを行う。

カ、構成員は日頃より児童理解を深めるとともに、教職員等との情報交換や情報共有を日常的に進め、いじめの未然防止・早期発見の推進的役割を果たす。

##### ③開催日

定例会を月1回、第1火曜日に開催する。

ただし、いじめの兆候を把握した場合やいじめに関する情報が入った場合は、臨時に開催する。

#### (2) いじめの未然防止

道徳教育や体験活動等をはじめ様々な教育活動を展開することを通して豊かな心を育み、「いじめない」「いじめを許さない」児童を育成していく。特に、心通う人間関係を結んでいくことがいじめ防止に資すると考え、以下のように取り組んでいく。

##### ① 取組の重点

ア 全教職員が危機意識をもち、気になることをすぐに伝え合う雰囲気の醸成

- イ 「いじめ防止対策委員会」や「主任児童委員連絡会議」等の活性化
- ウ 「いじめは、絶対に許さない。」「いじめられている子どもを守り抜く。」取組の実施
- エ いじめの理解と抑止に結びつく調査の実施
- オ 道徳や人権の学習を通して、心の教育の推進
- カ 社会性を育成するプログラムの実践

② 教師の言動や姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。教師一人一人が普段の指導について絶えず検証していく必要がある。

ア 子どもの悩みを親身になって受け止め、子どもの出すサインを、あらゆる機会をとらえてキャッチする。

イ 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生するという危機意識をもってあたる。

ウ いじめられている子どもを守り通すことを最優先に指導・支援を行う。

③ 学級づくり

児童は学校生活の大半を学級で過ごす。それゆえ、いじめを未然に防止するうえで、学級づくりは大変重要である。(学級づくりのポイント)

ア 児童生徒の心を理解する。(先生は自分の気持ちをわかってくれている。)

イ すべての子どもの居場所をつくる。

ウ 見守る。(いつもどこかで先生は見守っていてくれる。)

エ 基準を示す。(「・・・してはならない。」だけでなく、「こんなときはこうするといいいよ。」と示す。)

オ わかる楽しさを与える。

カ 互いのよさに気付き、自分との違いを認め、互いに尊重し合う態度を育成する。

キ 児童が問題を解決しながら、他者と調和していく社会的能力を育成する。

④ 授業等の教育活動について

学業不振やその心配のある子どもは、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちである。そして、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっていると考えられることから、子どもに学ぶ喜びを味わわせ学ぶ意欲をもたせることが、いじめ予防の方法の一つとなる。また、委員会活動や学校行事など様々な教育活動を通して、心の通う人間関係を結ぶ能力の素地を養うことも、いじめの未然防止に大変有力である。

ア 「学ぶ喜びを味わわせる授業」を創造するポイント

- ・児童理解を深める
- ・学習意欲を高める
- ・個を生かす活動を工夫する
- ・個の考えを深める活動を工夫する
- ・体験的な活動を工夫する
- ・評価を工夫する

イ 豊かな心を育成するために

- ・道徳教育(新「心のノート」「彩の国の道徳」の活用等)、情操教育(学校ファームや合唱指導等)、人権教育、キャリア教育・福祉教育・情報教育等を推進する。

- ・いじめ防止に関わる校長講話や学校だよりの配布、全学級で「いじめ防止」に関わる道徳授業の実施など「いじめ防止月間」の取組を行う。

ウ 所属観と自己有用感及び規範意識等を高めるために

- ・委員会活動、クラブ活動、学校行事等の取組を充実させる。

#### ⑤ 教育相談活動の充実

児童が抱える悩みや不安などを解消するための支援を通じてより良い人格の形成を図ることは、いじめの未然防止のために不可欠である。すべての子どもに、また問題や課題を抱える子どもに対して、きめ細かい教育相談活動を展開する。

ア 日頃から児童に接する機会を多くもち、児童が教職員と相談しやすい関係を構築する。

イ 教育相談体制の充実を図り、生徒理解に基づいた相談活動を実施する。

ウ 校区のさわやか相談員による定期訪問やスクールカウンセラーを活用するなどして、専門的な視点からの教育相談を実施する。

エ 「彩の国生徒指導ハンドブック「New I's」・国立教育政策研究所の「生徒指導リーフ」等を活用した校内研修を実施する。

オ 朝霞市教育委員会資料「ひとりで悩まないで」等を配付し、相談窓口について児童及び保護者に周知する。

#### (3) いじめの早期発見

教職員は、「いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうる」という共通の危機意識をもち、すべての教育活動を通じて、児童の状況をきめ細かく観察するとともに、アンテナを高くして変化を察知し、いじめを受けている兆候を見逃さないよう努める。些細な兆候であっても、いじめを受けているのではないかと考え、個別に当該児童に声をかけ相談活動を行うなどして、的確に状況の把握に努めることが肝要である。

ア 担任の心がけ

- ・ともに学び、ともに喜び、いつでも子どもを支えていく「支援者・援助者としての教師」であることを児童に意識させる。

- ・児童の人間関係や力関係などを観察する。

(学級会活動・授業・給食・清掃などの時間における観察、日記指導など)

イ 児童及び保護者に対してアンケート調査を定期的(年3回以上)実施する。

(学校独自のアンケート、朝霞市教育委員会「心と生活アンケート」等)

ウ 教職員実施の「いじめの取組チェックリスト」及び、保護者実施の「いじめのチェックリスト」を活用する。

エ 日頃から教職員間で情報交換を密に行うとともに、生徒指導主任を中心に「いじめ防止対策委員会」で収集した情報を整理し、全教職員で共有する。(ネットワーク)

#### (4) いじめの早期対応

いじめの連絡・相談を受けた場合は、速やかに被害者の安全を確保するとともに、「いじめ防止対策会議」を開催し、校長のリーダーシップのもと、組織的に対応し、早期解決を図る。(チームワーク・フットワーク)

対応の流れ	教職員の動き	留意点
<p>1 いじめ情報のキャッチ (認知)</p> <p>2 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・憶測を入れずに事実(些細なことでも)を報告</li> </ul> <p>1日目に対応(その日に)</p>	<p>担任←教職員・保護者・地域</p> <p>↓ 情報</p> <p>担任→学年主任</p> <p>↓</p> <p>生徒指導主任 管理職</p> <p>↓ 指示</p> <p>担任 些細なトラブルは即指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小さな危機を見逃していないか。見て見ぬふりをしていないか</li> <li>・訴えには「あなたを全力で守り抜く」決意とメッセージを伝える。</li> </ul>
<p>3 事実関係の正確な把握・情報収集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめられた子、いじめた子からの事実聴取</li> <li>・他児童、教職員からの情報収集</li> </ul>	<p>いじめと認知、判断した場合</p> <p>↓ 報告</p> <p>関係教職員</p> <p>↓ 事情聴取</p> <p>被害者                      加害者</p> <p>↓ 情報の突合せ・報告 ↓</p> <p>関係教職員</p> <p>↓ 報告</p> <p>管理職</p> <p>↓ 指示</p> <p>担任                      生徒指導主任</p> <p>↓ 連絡                      ↓ 連絡</p> <p>被害者の保護者      加害者の保護者</p> <p>者</p> <p>(連絡は適任者で行う)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訴え、申し出に対してはその日のうちに行動する。</li> <li>・「大丈夫」の発言をうのみにしない。</li> <li>・管理職のリーダーシップを発揮する。</li> <li>・面談の基本的スタンス:傾聴、共感的理解、適応へのサポート</li> </ul>
<p>4 問題状況の総合的な把握・理解</p>	<p>生徒指導主任:</p> <p>↓</p> <p>資料作成、チーム会議の招集</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事実の経過に沿って情報を共有する。</li> </ul>
<p>5 いじめ対応チームの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて会議を複数回、継続的に開催する。(遅くとも3日目までに)</li> </ul>	<p>↓</p> <p>いじめ対応チーム(会議①)</p> <p>管理職・生徒指導主任・担任 学年主任・養護教諭・相談担当</p> <p>(目的)</p> <p>アセスメント(見立て)による指導・援助体制の共有・確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめを確実に止める。</li> <li>・双方の意見を傾聴し見立て、教職員一丸となって毅然とした態度で対応する。</li> </ul>
<p>6 事実の究明と支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導を行う。(サポートチーム構築・関係機関との連携)</li> <li>・指導の徹底(解決に至らなければ継続的に指導する。)</li> </ul>	<p>被害者、加害者、周囲の児童への指導、保護者対応(誰が、誰に、何を、いつ行うかなどを明確にする)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて関係機関と連携して指導する。(SC・SSW・さわやか相談員・朝霞市子ども相談室・主任児童委)</li> </ul>

		員・児童相談所・朝霞警察署等)
7 経過観察・全教職員による情報の共有	関係した児童（保護者）に対して指導後も経過を観察する	継続した指導と支援
8 問題の解決	最後まできちんと見届ける	継続した見守りを続ける。

(5) 重大事態への対応

いじめを背景をした重大事態（児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患が発症した場合、不登校になった場合、児童や保護者から重大事態に至ったと申し立てがあった場合 等）については、事実関係を詳細かつ速やかに調査するとともに朝霞市教育委員会に報告し、支援・指示を受ける。調査結果は、教育委員会を通して朝霞市長に報告する。

(6) インターネットを通じて行われるいじめへの対策と対応

児童及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止できる、または効果的に対処できるよう、必要な啓発活動を実施する。（情報モラル教室等の開催）

また、児童がインターネット上に不適切な書き込み等を行った場合は、被害の拡大を避けるため、削除させる等の指導を行う。削除できない場合はプロバイダに削除を求めるなどの措置を速やかに講じる。こうした措置をとるにあたり、必要に応じて専門機関に協力を求める。